

科学技術政策担当大臣と有識者議員との会合 議事概要

日 時 平成 22 年 8 月 26 日 (木) 10 : 00 ~ 11 : 20

場 所 合同庁舎 4 号館 1214 会議室

出席者 平岡副大臣、津村政務官、相澤議員、本庶議員、奥村議員、白石議員、今榮議員、青木議員、中鉢議員、金澤議員、泉統括官、梶田審議官、岩瀬審議官、大石審議官

議事概要

議題 1 . 振興調整費概算要求方針について

< 須藤参事官説明 >

(特に意見等なし)

議題 2 . 振興調整費機動的対応「口蹄疫対策に資する緊急研究」について

< 須藤参事官説明 >

本庶議員 今の朱書きのところですが、この意味が少し分かりにくい。というのは、これは緊急対応ですから、ここにおける獣医師の確保を含めというのはどういうような意味なのか。つまりこの半年間で獣医師の養成ということはあり得ないわけですし、何を意味しているかというのが、この文章が少しわかりにくい。このところと前のところとの連続性が文言としてややわかりにくい。

更田企画官 この点につきましては、このキットで得られました成果を大学ですとか都道府県の獣医師によく周知しまして、そこでそれを迅速に使えるような獣医師の数を確保するような体制強化で、要はこのキットが実際に起こったときに獣医師がすぐ使って早期発見できるというような体制の強化まで念頭において、この体制づくりを進めようということでございます。新たに獣医師を養成するというよりもすぐにこのキットを使って、現場で迅速に機能を発揮できるような意味ということでございます。

本庶議員 要するに現場の獣医師等に周知・普及を図ると、そういう意味ですよ。だから獣医師の確保を含めということになると、少し意味がかわるので、マイナーな修正をされたほうがいいのではないのでしょうか。今、口頭でご説明になったような内容であれば理解はできる。できたものがいろいろな人がいつでも使えるような体制にしてくれ、そういうことであれば、そういうように。

相澤議員 そういたしますと、その「確保」というところを、今ご指摘があったように文言修正していただくということでもよろしくお願いします。

議題3．優先度判定の進め方について

< 須藤参事官説明 >

青木議員 資料はどの程度電子化して配布される予定なのですか。というのはアクション・プランか何かのとき、ものすごい物理的な量になってしまって、読みたいのを探すのに結構苦労しました。電子化してあるとサーチしやすいのですが。でも、時間の制限があるのも分かっています。

須藤参事官 基本的にこれまではヒアリングのときに資料を事前にお送りして、それでその場で見るという形で、基本的には今先生がおっしゃったような対応というのはしていなかったかとは思いますが、資料自体は電子化しておりますので、ご要望があれば電子でお配りすることも容量の関係がありますので、まとめてではなくて、分けてになるかと思いますが、そういう形での対応は可能だと思います。

相澤議員 むしろそれはご希望があればというよりは基本的には電子化した情報を皆さんに事前に配布するという事に統一していただいたほうがよろしいかと思えます。ただ、スケジュール的には前日にそれができますか。

須藤参事官 スケジュール的には、ヒアリングの直前まで各府省の皆さんはいいものにしようとして作業をされるということが多ございますので、そういう意味でいうと未定稿でもいいので事前に出すという工夫をする形で、せっかくこういうことをするのであればできるだけと思えますが、そういう意味でいうと最終的にお手元に届いたものと実際のその場のヒアリングのときの資料が若干異なることもあるということに対応させていただければと思えます。

奥村議員 11ページの評価シートのところですが、施策の重要性と実施方法の最適性というものがあるかと思えます。その中で達成目標や達成期限が具体的かつ適切かというのは実施方法の最適性のところに入っているのではないですか。ですけど、やはり達成目標というのはその上の施策の重要性、要するに国として実施する必要があるかどうかとか、そちらに入る話ですよ。ですから達成目標が適切ですかと最初にくる話ではないですか。それがあって新規性、独創性等というのがあるので、やはり達成目標というのは最初に出てきたほうがいいのではないのでしょうか。

須藤参事官 これまでの議論でこういうように分類させていただいたので、こういうようにさせていただいたのですが、今のご指摘のとおりに対応させていただきたいと思えます。

相澤議員 ただいまの点について修正することにさせていただきます。

中鉢議員 こういう評価シートがありますけれども、発表者はこういう観点から評価されるということを事前に了解されているのですか。

須藤参事官 こういう形ですということについては、今日を踏まえまして各府省にはお示ししようと思っております。ただ、これはあくまでも評価する先生方の観点でいいかと思えますが、発表者の方の了解ということは考えてございません。

中鉢議員 例えば達成目標とか達成期限を具体的かつ適切に発表してくださいということがないと、何となく押し問答があって、ここに記載がありませんねというような追加の事実確認、そういう確認の質問に終始してしまうのではないかと思えますけれども。

更田企画官 この点につきましては8月に大臣・有識者会合でご議論いただきました具体的進め方の中で判定基準として明記させていただき、かつこのことを各府省への説明会でこうい

った観点で判定基準を設けておりますので、資料にも入れるようにということでお願いはしてございます。

相澤議員 昨年度まで使いました評価シートは、ただいまのご指摘のとおり、評価する側の視点とプレゼンテーションされる側との間に齟齬がありました。そこで今回は既に出しております判定の基準、こういうようなものに準拠した形で評価シートが構成されておりますので、今回は十分な整合性がある形になったのではないかと思います。

全体ヒアリングのスケジュールはこういう形ですが、個別ヒアリングのスケジュールはいつ明確になりますでしょうか。

須藤参事官 今回、領域ということもありまして、今その最終作業中でございますので、日程は調整中でございます。できるだけ速やかに今週中に何とか素案をつくりたいと、そういう状況で、それで先生にご案内を今週末か来週早々にさせていただきたいということで今、作業をしているところでございます。

相澤議員 個別ヒアリングは非常に案件が多いので、ご出席いただく議員の方々の日程調整が大変難しいのではないかと思います。できるだけ早くスケジュールは明らかにしていただきたいと思います。

これから大変ハードなスケジュールになりますので、ぜひともご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議題4．子ども電ケ関見学デーについて

<大竹参事官説明>

白石議員 出演した感想は特にございませんが、私自身楽しみました。その意味でスタッフの皆さんには準備をよくしていただいてありがたいことだったと思います。

それから、携帯ゴリラというNGOのグループに随分手伝っていただいて、こういう形でNGOや何かをこれからも巻き込んでいくというのはいろいろな意味で重要なのではないかという気はいたします。

議題5．勸告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」について

<金澤議員説明>

相澤議員 今までもこの内容についての議論は行われてきたかと思います。特に第4期の科学技術基本計画への反映という点で、ここに記載されているような内容が十分に反映されていないというようなことがあって、こういうようなところにさらに進むということなのかどうか。少し微妙なことをお伺いすることになるかもしれませんが、その辺のところはいかがでしょうか。

金澤議員 これはそういうわけではございません。そうではなくて、むしろ日本の展望というものを2年間かけてまとめている間に、やはり企業関係の科学者も含まれているとはいえ、

やはり教育あるいは基礎科学の研究に携わる方が結構多い組織なものですから、あまりいい表現ではありませんけれども、この1ページ目の1の1行目から2行目に書いてあることはかなり大事な、つまりこの科学・技術の推進に関しては政策が出口指向の研究に偏るという疑念をやはり払拭できていないというのが基本的な考え方です。ですから、それに対して今の総合科学技術会議はどうだということではなくて、つまり第4期の基本計画をお作りいただくという意味での総合科学技術会議に対してもものを言うということではなくて、やはり基本になっているのは科学技術基本法ではないかという方向に話がいったという意味であります。ですから、第4期に対してもものを言った。それが受け入れられていないからとかそういう話ではございません。

相澤議員 基本法と実際の施策の展開という点で基本計画というものが一對となって動いているわけです。基本法をこういうように改定しないとどうしても基本的に不都合が生じてくるということは、一体何なのかということところがストレートに少しわかりにくいところがありましたので、私は先ほどのような質問をさせていただきました。ただいまのように、こういうような法規定になっていると払拭できない疑念があるという、この点は分からないのではないのですが、それを今実施面で計画に反映させるというところで、そこにどうしても法律の規定ゆえに不都合が起こってくるということであると、その辺のところもう少し理解しやすいのですが。先ほどの質問は基本的に同じなのですから、その辺はいかがでしょうか。

金澤議員 今の法の中にも全く書いていないわけではないのです。例えば次世代のことについても。ただ、高等教育という表現でなかったかと思いますが、出ていることは出ているのですが、もう少しきちんとそこを明確にさせていただきますと、例えばここで扱うのは例えば大学以上ではなくて大学院以上なのですね。これははっきり申し上げておきます。細かくは書いていないかもしれませんが。

大学院から20年後、30年後のことを見据えた長期的な人材育成というのは、それは明らかに、私は無理だと思います。ですから文科省の領域にまである程度踏み込むような議論をしていきませんか、本来の目的は達せられないのではないかという思いであります。これは行間を読んでいただくとわかるかもしれません。

平岡副大臣 今、お二人で議論された点は実は私、最初にこの勧告の案の段階で見させていただいたときに相澤先生と同じような印象を持ちまして、私も内閣法制局というところで法律を作ってきて、法律を作ることの意味は何なのかというのを、いつも議論をしていたのですが、まず本当は実態というのがあって、実態はこういうように持っていきたい。そのためにはこういうように法律に書かなければいけないというのがあるのです。ここに書いてある話というのは実態がこういうようにありたいのだけれども、法律が邪魔になっていて、この法律を変えない限りはこの実態というか、目標というものに合わせられないのだということを書いてあるのなら、こういう文章が必要なかもしれないけれども、本当は実態として目標としてこうしたいというのなら、まずそれを書いて、その際に、その趣旨をもっと法律上も明確にするために法律はこういうように手当てしたらどうですかというような流れになるのが本来の法律と実態といえますか、社会あるいは目標の位置付けではないでしょうかという議論をしたのですが、そのところは結果論として言えば法律がこうなっていれば、実態も法律も皆一緒になってそうなるということであるので、それ以上は議論はしませんでしたけれども、そういう意味ではむしろここに書いてあることは法律をこう書けばあとはどうでもいいのではなくて、法律にこう書くこと目指している実態というものをどうしていくのかということについても

りとおこなわれる皆さん方には取り組んでいただかなければいけないのではないかと考えていますので、あえて法律をたくさん作ってきたという、その経験談から一言コメントさせていただきました。

中鉢議員 「科学・技術」というのはむしろ総合科学技術会議では既にこういうことをして、しかし法律的な文章については「・」が入っていないということで併記されている格好で来たと思います。それに伴ってこれをするというのは、それは理由があって、法律的にはそういう整備をするということはいいことだと思います。ただ、「理由」の3ページの4のところでは少し気になりますのは、「我が国の科学者コミュニティの唯一の公的な代表である」ということで、総合科学技術会議の中で議論されていることはあまり公的な代表ではなく、公的な代表でないところでオーソライズしているものに対して例えば勧告という形、総合科学技術会議の議長でもある総理に勧告するという、この仕組みというのはどうなのかなと。科学技術基本計画を基礎付ける役割を果たすべく、「同計画の策定にあたっては日本学術会議の意見を聴くものとし」と、こう書いてあるのですが、これは有体に言うと総合科学技術会議よりも日本学術会議と科学技術基本計画というものが上位にある、こういう理解なのでございましょうか。

金澤議員 そういう誤解をしていただきたくないのだからこういう表現にしてあるのですが、つまり日本学術会議法というのがございまして、その中にこの括弧に囲ったのが国の科学者の内外に対する代表機関という表現が使われておりますので、あえて書いただけであります。なお科学技術基本計画の策定にあたっては科学技術基本法において総合科学技術会議の議を経なければならないことになっているわけです。ですから、その中に学術会議の意見も確かに聞いていただいているのですが、もう少し日本学術会議を利用していただきたいという思いを込めて、日本学術会議の意見を聞いてほしいということを申し上げたのであって、それは決して上位だ、下位だの問題ではありません。

議題6 . アクション・プランの進捗状況について

(概算要求に係る内容であるため非公開)

(以上)